

○委員長（行田邦子君） ただいまから消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○太田房江君 自由民主党の太田房江でございます。

本日は質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。時間が限られておりますので、早速本題に入りますけれども、本法案審議の背景に、昨年発生をいたしました食品表示に関する一連の不正事案があることは言うまでもございません。これに関連して、私、大変すばらしい記述を食育基本法、平成 17 年に施行された法律でございますけれども、この前文に見付けましたので、少し御紹介をさせていただきます。前文にこう書いてございます。

様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。そして、国民一人一人が食について改めて意識を高め、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、食に関する能力を身に付け、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題であると、このように書いてございまして、誠に今必要なことだというふうに私は考えます。

余談になって恐縮でございますが、私は大阪府知事時代に平成 15 年度から食育推進プロジェクトというのを展開させていただきました。子供たちには、野菜バリバリ朝食モリモリ、大人たちには、たばこバイバイ、歩いてスマート、自分からやれと言われそうですが、野菜バリバリ朝食モリモリ、たばこバイバイ、歩いてスマートと、これを合い言葉にプロジェクトを進めてまいったのですが、私は、こういった地域の活動が積み重なって平成 17 年の食育基本法の制定につながったと、こういうふうに考えております。

ちなみに、平成 18 年 6 月 24 日、内閣府主催で第一回食育推進全国大会を大阪で開催することができましたけれども、そのときに主催者として、内閣府少子化担当大臣でいらっしやいました本委員会の自民党筆頭理事猪口先生から御挨拶をいただいたのを覚えております。

今や和食はユネスコ無形文化遺産に登録をされ、クールジャパンということで日本ブランドを海外に発信する事業も進められております。そういう中であって、今こそ食育基本法にのっとり食育を更に進める必要があると、私はこう考えております。大臣の御意見もお伺いしたいと思いましたが、景品表示法の方の改正案について質問に入らせていただきます。要望にとどめさせていただくということでございま

す。

さて、景品表示法に関しましては、これまでもガイドラインやQアンドAというものが逐次整備されてまいりました。例えば、今回表示に問題があるとされました牛脂等注入肉に関しましても、2011年8月の時点で公表されておりますQアンドAにおきまして、霜降りビーフステーキあるいはサシ入りビーフステーキと表示すれば問題となる旨表記をされております。このような取組がなされてきたにもかかわらず、今回のような食品表示問題が生じたということは残念なことだと思います。過去に整備をしたガイドラインやQアンドA、これらの周知徹底が適切に行われていれば、これほど問題が拡大せずに済んだのではないかというふうにも考えます。

景表法の運用において、消費者庁の方にももうひとつ努力をしていただく面があったのではないだろうか、こういうふうと考えておりますけれども、まず大臣のこの点についての御感想をお願い申し上げます。失礼しました。消費者庁の御答弁でお願い申し上げます。

**○政府参考人**（菅久修一君） お答え申し上げます。

景品表示法の考え方につきましては、今もお話ありましたとおり、これまでも過去の執行事例を基にしまして各種のガイドラインを作成する、また説明会の開催などによりまして普及啓発に努めてきたところではございますが、今般の食品表示等問題におきましては、その背景の一つとして景品表示法の趣旨、内容の不徹底もあったという指摘がされているところでございます。

御指摘のとおり、景品表示法の普及啓発活動、これは極めて重要であると考えております。消費者庁といたしましては、今後も引き続き、事業者団体が主催する説明会、またその他各種の説明会に講師として積極的に対応していきたいというふうに考えております。

また、平成26年度先駆的プログラム、これを活用いたしまして、ガイドラインの理解を推進するための映像、画像等のコンテンツの開発、こういった都道府県の取組、これを推進していくこと、また、併任発令を行いました食品表示Gメン等によりまして巡回調査の機会の活用をするなど関係機関との連携も通じまして更に景品表示法の普及啓発を進めていきたいと考えているところでございます。

消費者庁といたしましては、これらの取組によりましてより一層の景品表示法の普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。

**○太田房江君** 私は、今回の景表法改正案を、これが通りましたら、施行していくに当たっては、このガイドラインあるいはQアンドAの整備、それをしっかりと関係者に周知徹底していく、浸透していくという努力が不可欠だと考えておりますので、今後とも適切な対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、せっかく持ってきましたので、さっき紹介するのを忘れたんですけど、私、知事時代にこのように野菜バリバリ元気っ子というようなパンフレット、それから野菜バリバリ元気っ子と称するこういう冊子を小中学校全部に配って、子供たちに食に

対する意識をしっかりと高めていただく活動をいたしました。消費者行政の一環であると思いましたので、ちょっと御紹介をさせていただきます。

さて、次の質問でございますけれども、今回、表示やメニュー等のネーミングについていろいろな規制がされるわけでございますけれども、製品についてのサービスの表示、あるいはメニュー等のネーミングといったことは、事業者にとりましては顧客を獲得するための重要な手段であることは言をまちません。そしてまた、同時に、消費者にとりましても製品やサービスを選択する際の重要な情報源であるわけでございます。

そういう中であって、この度の食品表示問題への対処の一環として景品表示法を改正して事業者の襟を正していくということが必要であるということは、私は異を唱えるものではございませんけれども、これによって今申し上げたような創意工夫という面において事業者が必要以上に萎縮をするというようなことがあっては、逆に消費者の選択の幅を狭めてしまい、結局のところ消費者の利益を損なってしまうということにもなりかねないのではないかとということを少々心配しております。この点について、大臣の御見解をお願い申し上げます。

**○国務大臣（森まさこ君）** 先ほどの太田議員の大阪府知事時代の食育の取組、大変すばらしいものだと思います。昨年も、先ほど御紹介があった食育推進全国大会、広島県で開かれまして、私も行ってきたところでございますが、こういった取組もしっかりと進めてまいりたいと思います。

御質問に対してでございますけれども、今回の景品表示法の改正は事業者に対して過大な負担を求めるものではございません。すなわち、新たに本法案で規定する表示等の管理上必要な措置は、不当な表示等を行わないようにしていれば現在でもおのずと果たされているはずの対応、これを促すため事業者がどのような措置を講ずればよいのか指針において明らかにしようとするものです。また、行政の監視指導体制の強化は、違反行為により他の事業者の顧客を不当に奪い消費者利益を損なう事業者に対してより迅速かつ的確な措置を可能とする一方、景品表示法を遵守している大多数の真面目な事業者にとっては、違反行為が排除された健全な市場環境の中で事業を行えるようになることから、むしろ事業意欲を増進させるものであり、消費者利益にかなうものと考えております。

なお、法改正により事業者が必要以上に萎縮することのないよう、事業者に対して引き続き景品表示法の考え方の周知を十分に行ってまいります。

**○太田房江君** ありがとうございます。大臣のお考え、よく分かりました。

次ですけれども、今回の法改正においては企業の表示管理体制の強化というものが求められております。食品に端を発した問題ではありますが、この管理体制の強化というのはそれ以外の業種も含めて幅広く求められている内容となっております。今後多くの企業の方々が法令遵守のための取組を実施されていくこととなります。

企業が自社の製品やサービスに関して消費者に正しい情報を提供するのとは当然の義務でございますけれども、景品表示法に関しては、どこまでが正しい表示でどこからが不法な表示なのか分かりにくいといった声も依然としてございます。このため、特に中小企業や小規模事業者の中には今回の法改正に不安を覚えていらっしゃる方もおられる。今回の管理体制の強化はそういう中で行われるということでございますけれども、一方で、日本の景気は回復傾向にあるとはいえ、全国津々浦々の中小・小規模事業者はその恩恵が行き渡っているとまでは言えないという状況下でこうした管理体制の強化が求められるということは、中小・小規模事業者に過度な負担を掛けることにならないかという点について多少の心配をいたしております。

小さな会社に過重な負担を掛けないようにするための御配慮、このことを具体的にどのようにしていただければいいのか、お答えを賜りたいと存じます。

**」○国務大臣（森まさこ君）** 表示管理体制に関する指針の策定に当たっては、中小規模の事業者への配慮が必要と認識をしております。指針の策定に際しては、事業所管大臣と協議するとともに、事業者を始め関係各方面の御意見を幅広く聞きながら、指針の具体的内容を検討してまいりたいと思っております。

その中で、特に中小企業、個人事業者に対しては、過度の負担とならないよう、例えば、代表者自らが表示を管理する担当者となることで足りるとすることや、中小事業者において取り組まれている優良事例を指針の中に盛り込むなどしてまいりたいと思っております。

**○太田房江君** まさに今大臣が御指摘になりましたように、中小企業の場合は、企画から販売からこういった管理体制の担当から、もう全てが代表取締役社長という一人の人間が行う場合が多いわけで、それは取りも直さずコストの上昇につながります。中小・小規模事業者にとってこの管理体制の強化が適切に行われるためにも御配慮をお願い申し上げたいと思う次第です。

次に、改正案におきましては、本法に基づく権限を複数の府省庁や都道府県が行使できることになっております。この場合、どの主体が法の執行を行うかということによって、混乱が生じまじたり、法の執行にばらつきが出てくるというおそれが指摘されております。住んでいるところによって消費者保護がまちまちになるというのは、消費者にとって良くないということのみならず、規制を受ける事業者側にも混乱が起これるのではないかと思います。この点について、消費者庁のお考えをお伺いしたいと思います。

**○政府参考人（菅久修一君）** お答え申し上げます。

御指摘のとおり、法執行におきましてばらつきが出てはいけませんということでございます。したがって、景品表示法の執行実務では、現在でも、消費者庁、公正取引委員会、そして都道府県、これが相互に連携しまして情報共有をする仕組み、これを整備いたしまして、これを活用して執行を進めているところでございます。そし

て、今後につきましても、各省庁や都道府県に対しまして、法運用の考え方、また具体的な執行事例の周知、そして消費者庁によります研修の実施、こういうことによりまして的確な運用が行われるよう尽力していきたいというふうに考えております。

さらに、本法案におきましては、国や都道府県等の関係者相互の密接な連携に関する規定も設けております。関係行政機関等の間で情報共有を一層密に行って、消費者庁におきまして十分な調整を行うことによりまして、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

**○太田房江君** ありがとうございます。

少ない人数の中で消費者庁の側も都道府県の側もこれを執行してまいるわけですから、是非とも、ここぞというときに消費者庁が出ていていただいて、ばらつきの生じないように、混乱が生じないように、法の執行をお願い申し上げたいと思います。

次に、本法案の四条、課徴金制度の導入についてお伺いをいたします。

先ほどの趣旨説明にもございましたように、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるということになっています。

課徴金につきましては、この景表法が公正取引委員会から消費者庁に移ってきた時点におきまして、平成 20 年の段階で導入が検討をされております。その際には、景品表示法の位置付けが、公正な競争を確保することを目的とした競争法体系から、一般消費者による自主的かつ合理的な選択の確保を目的とする消費者法体系に変更されたということを背景にいたしまして、課徴金導入の必要性を改めて整理することとされ、廃案になったという経緯がございます。

今般、課徴金に係る制度を検討するに当たりましては、こうした経緯も踏まえまして、消費者法体系の下で景表法に課徴金を導入する必要性というものをしっかり整理する必要があるのではないかと私は考えます。この点について、大臣のお考えをお聞かせください。

**○国務大臣（森まさこ君）** 一つ前の質問でございますけれども、事務方の答弁を少し補足いたしますと、今まで都道府県知事に全く権限がなかったわけではなくて、調査、指示できたわけでございますので、それにプラスをして今回は迅速にということ。それから、それぞれの地域の実情をよく分かって、調査までしたけれども、あとその後は消費者庁にということでは、かえってこれは迅速性や、また混乱もあるということで、知事会からの御要望もありましてこのようにさせていただきましたので、これが混乱のないようにするという事は、知事会の協力も得ながら、地方自治体としっかりと運用に向かって進んでまいりたいと思います。

次の御質問でございますけれども、御指摘の平成 20 年の改正法案につきましては、平成 20 年 3 月に閣議決定、国会提出されたものの、一度も審議されないまま廃案となったが、平成 21 年 2 月、独占禁止法部分のみ切り出して、景品表示法への課徴金

制度の導入は見送る修正を加えまして、改めて国会に提出されたものです。当時、景品表示法への課徴金制度の導入が見送られた理由としては、消費者庁の設置に伴い景品表示法が消費者庁に移管されることになったため、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際に併せて違反行為の抑止力強化策を検討することが適切であるとされたためです。

消費者庁においては、設立以来、被害者救済制度の在り方を検討してきておりまして、例えば、平成 23 年 10 月に立ち上げた消費者の財産被害に係る行政手法研究会では、景品表示法への賦課金制度の導入の必要も含め、計 18 回にわたって検討を行ってきております。

現在、課徴金制度について検討している消費者委員会においては、消費者庁から、廃案となった経緯や行政手法研究会における検討内容を含め、課徴金制度をめぐるこれまでの経緯について説明をし、これを踏まえた議論がなされております。同委員会が取りまとめた中間整理は、その後の検討を深めるために論点の検討状況を中間的に整理したものであるため、平成 20 年改正法案の廃案等の経緯については特に触れられていないと、そういったことになっております。

課徴金制度の導入の必要性については、この中間整理におきまして、一つには、不当表示事案では民事的な被害回復が困難であるということから、措置命令のみでは事業者にとって不当表示で得た不当な利益が手元に残ってしまうため経済的な抑止力に欠けること、二つ目に、手元に残った不当な利益を吐き出させないと法令を遵守している事業者との間で不公平であることなどを主な意見として挙げつつ、現在の消費者法体系下の景品表示法について課徴金制度を導入する必要性が高いということについて委員の意見が一致をしているという旨取りまとめられております。

これらを踏まえて、具体的な法制化作業を鋭意進めてまいりたいと思います。

**○太田房江君** 今回、この四条に、制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるといふところまで至ったことについては理解をいたしました。十分な検討が行われてきたということだと思いますけれども、課徴金の対象を含めまして、中身につきましては、やはり消費者法体系に変更されたということについて配慮をしながら検討を進めていただきたいということを要望させていただきます。

次に、今回の法改正は、先ほど来申し上げておりますように、昨年末の食品表示問題に端を発しておるわけですが、そもそも不当表示というのは、これは消費者庁がおまとめになった報告書の中にも記述がございますが、カルテルやインサイダー取引のように定型的に悪質性が高いというものではなく、詐欺的に行われる悪質なもののから社会的に見過ごすことができないとまでは言い難い軽微なものまで様々でありますというふうに報告書にも一部記載がございます。

また、今回問題となっております外食産業や小売事業者の取引実態、これは日本の昔からの慣行でございますけれども、流通経路が大変複雑で多段階だといふところは、多少短くなってきているとはいえ、まだまだそういう商慣行が色濃く残っているのが日本の流通経路の実態であろうかというふうに思います。そのような点を踏まえます

と、川下の外食産業や小売事業者が、全ての過程を把握して表示に不正がないように管理をしていくということは、事実上大変難しいという面も出てくるかと存じます。こうした状況を踏まえますと、不当な表示が見付かった場合に、仮に川下の事業者が十分な注意を尽くしていたとすれば、それらに課徴金を課すということは、法律上の用語で申しますと苛烈な措置ということにもつながるのではないのでしょうか。

そういうことを踏まえますと、事実と異なると知りながら不正な表示を行う場合ですとか、行政の指導にもかかわらず不正な表示を繰り返すというなど、故意や重過失がある場合にのみ課徴金を賦課するという仕組みにするというのが妥当ではないかというふうにも思いますけれども、大臣はいかがお考えでございましょうか。

**○国務大臣（森まさこ君）** 不当な表示を信頼をした消費者を保護することがまず目標なんです。それを念頭に置いた上で申し上げますと、事業者が意図的ではなくてかつ十分な注意を尽くしていたにもかかわらず結果として不当表示を招いてしまった場合について課徴金まで課すということは、これは事業者の事業活動に不当な影響を与えるおそれがあるという議員の御指摘、そのとおりだと思います。

消費者委員会においては、故意又は重過失の場合に限定して課徴金を課すことについては、軽過質か重過失かということの認定は、これは民事裁判実務においても困難である場合が多いという指摘がありまして、迅速な法執行の妨げになると意見が出ています。

また、今までの、現在ある措置命令ですね、これを出している過去の事例を見ていただければお分かりになるとおり、著しく優良であると誤認させる表示をした場合でございまして、著しく優良であると誤認させる、そういう表示をしている場合で措置命令を打たれている場合を見ますと、故意による事案又は社会通念上尽くすべき注意を著しく欠く事案というふうを考えられます、という指摘がございまして。原則、全ての不当表示事案を課徴金の対象とした上で、事業者が注意義務を尽くしていたことを立証できたときには例外的に除外する方向で議論されておりますので、そういった場合には救済措置が課されたというふうに言えるというふうに思います。

今までの消費者委員会の議論の紹介ですけれども、消費者庁としては、こういった消費者委員会における御議論をにらみながら、故意、過失等の主観的要件の要否や注意義務の内容について、事業者に過度な負担を課すものではなく、適切な要件設定となるよう検討を行ってまいりたいと思います。

**○太田房江君** ありがとうございます。

最後に御指摘いただきました、事業者に過度な負担となることなく要件設定をしっかりやっていただけるということとございまして、よろしくお願いを申し上げます。

次に、現在消費者委員会で進められております議論においては、景品表示法第四条第二項の不実証広告規制に係る表示を課徴金の対象とするという意見があるというふう聞いております。この景品表示法第四条第二項の趣旨は、合理的な根拠が提示されない表示を迅速に措置命令の対象とするために優良誤認表示とみなすというも

のであるというふうに理解をいたしております。課徴金制度はそもそも違反行為の差止め等を目標とした緊急性を要する措置ではございませんし、また、不実証広告規制に係る表示を課徴金の対象とすれば、実質的には不当表示と確定していない表示に課徴金を課すこととなりますので不合理ではないかというふうに指摘をしておられる方も多くおられます。この点について、消費者庁の御意見をお聞かせください。

○政府参考人（菅久修一君） お答え申し上げます。

消費者委員会におきまして、御指摘の不実証広告規制、これについての議論も行われております。効果、性能に関する表示を対象にしたものが不実証広告規制でございますが、措置命令におきまして、不実証広告規制により不当表示とされるもの、これを課徴金賦課の対象とすべきかという議論があったところでございますけれども、積極的に否定する意見は見られなかったということが本年4月1日の中間整理において取りまとめられているところでございます。

消費者庁の設立から、これまで不当表示に対する措置命令事件というものでございますが、これの適用状況を見ますと、優良誤認表示の措置命令件数は112件でございます。このうち31件が不実証広告規制の適用によるものということでございます。そして、これら不実証広告規制が適用された事案につきましては、その後その合理的な根拠を示す資料が備えられたという例はこれまでのところないという状況でございます。また、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料がなくて行っている表示、これは実体法的にも不当表示である蓋然性が高いものとも考えられます。

中間整理の公表の後、御指摘のような点も含めまして、消費者委員会におきまして更に御議論が進められまして、現在では、措置命令において不実証広告として規制される表示をそのまま課徴金賦課の対象とするのではなく、課徴金制度に見合う新たな手続規定を設けて対象とすべきという方向で検討されているものと承知しております。

消費者庁といたしましては、今後の消費者委員会におけます御議論、これをにらみながら、立法事実等も検証しつつ、適切な制度設計となるように検討を進めていきたいというふうに考えております。

○太田房江君 一部の経済界の中にはこの点についていろいろと御意見を持っておられる方も多いようでございます。どうか業界側の意見も聴取していただきながら、的確な審議を進めていただきたいと思います。

次に、課徴金制度導入と消費者被害の回復ということを結び付ける意見というのが消費者委員会を始めとして出ておるようでございます。本来、被害回復といえますのは、言うまでもないことですが、民事訴訟手続に委ねるのが本来であり、また昨年12月にはいわゆる集団訴訟法というのが成立をしたわけで、この役割も期待される中でございますので、私としては、課徴金制度導入と消費者被害の回復を結び付けて、例えば課徴金の取扱いをそちらの方に振り向けていくということについては妥当な考え方ではないのではないかというふうに思っております。加えて、独禁法ある

いは金融商品取引法など他法令とのバランスというものもあり、他法令に基づく課徴金が国庫に納付されているということについても考慮する必要があるのではないかとこのように思います。

この点について、大臣のお考えをお聞かせください。

**○国務大臣（森まさこ君）** 先ほどの太田議員の御質問の中で、法案が廃案になった経緯というのがございましたけれども、そのときに消費者庁に移管されたと、そこで、今後は消費者法体系の中で位置付けるんだというような御答弁を申し上げました。まさにその問題なんだろうというふうに思っております。

不当表示の事案というのは、違反行為者は、本来実現できなかったはずの売上げによる不当な利益を手にするようになります。この利得は、違反行為者が保持する合理的な理由はございません。しかしながら、不当表示事案というのは、個々の消費者が実際にどの程度の損害を被ったのかを算出することが困難であるなど、その特性上、民事訴訟になじまない場合も多く、消費者裁判手続特例法に基づく裁判手続を含め、民事訴訟手続による対応だけでは十分とは言えないというふうに考えられます。

そこで、現在検討している課徴金制度には被害回復という要素も織り込み、消費者裁判手続特例法と相互補完の下で消費者被害の回復を促進することはできないかと考えております。なお、消費者法分野においては消費者被害の防止とともに救済が重要であり、消費者法たる景品表示法において課徴金制度の検討にあり、独占禁止法や金融商品取引法にはない被害回復という要素を入れることも、これは可能でございます。

これから海外の消費者法体系等も様々な検討をしていかなければならないと思っておりますが、一つには、OECDからも、消費者のための紛争解決及び救済の国内における枠組みとして、個人や団体による仕組みのほか、行政が消費者のための救済を行い、又は救済を促進するための仕組みを設けるように勧告をされております。先進国においては、行政による消費者被害の救済を促進する流れにあります。

私もゴールドデンウイークにアメリカのFTCに行ってまいりましたけれども、行政が消費者被害の中で特にこういった表示部門とか、なかなか個人の消費者が被害を回復できない仕組みについては、行政の方が積極的に動いていくというような流れにあります。

消費者庁としては、消費者委員会における御議論をにらみつつ、適切な制度設計となるように検討を行ってまいりたいと思っております。

**○太田房江君** ありがとうございます。

もうこれ以上申し上げますと、私は経済界の代弁者ではないかと思われるかもしれませんが、ここで課徴金についての意見を交えながらの質問はここまでとさせていただきますけれども、私は決して経済界の代弁者ではございません。

心配しておりますのは、景気回復、経済再生にとって、今大変重要な局面であると、それから、日本が、中小企業を含めて、稼ぐ力を再生しなくてはならない局面である

ということを強く感じている者の一人でありますので、今回の景表法改正がそういう局面にふさわしい、あるいはまた、そういう局面でのいわゆる経済社会インフラとしてしっかり定着するようにという観点から申し上げさせていただいたつもりでございますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

そして、もう一つ、これから消費者委員会での議論等々進んでいくと思っておりますけれども、課徴金の導入について、るる申し上げましたことを含めまして十分議論を尽くしていただくよう、あるいは様々な関係者の意見を聞いていただきますよう、併せてお願いを申し上げます。

次に、消費者安全法改正案についてお伺いをいたします。

私は従前、経済産業省におきまして消費者行政に携わったことのある人間でございますけれども、その際に、消費生活相談員のみならず、様々にこの消費者の利益を保護するために活動をしてこられた方々と意見交換やお付き合いをさせていただきました。

今回の法案では、消費生活相談に必要な知識、技術等を十分に担保するための新たな資格が創設されることになっておりますけれども、一部の消費者団体からは、もう少しこういうふうにしていただけないかというような要望も出てきているというふうに聞いております。すなわち、これまで消費者をめぐる経済社会の実態や法制度などについて自己研さんを重ねて、既存の資格制度を保持し、活動してこられた方々、あるいは資格を取得して多岐にわたる消費者相談に真摯に応じてきた方々、こういう方々が新しい資格制度の下でも十分な経過措置やその他の配慮などによって引き続き活動が保障されるようお願いをしたいというふうに考えるわけでございます。

消費者庁の御意見はいかがでございましょうか。

○政府参考人（川口康裕君） お答え申し上げます。

現在、消費生活センターなど消費生活相談の現場で活躍される相談員のうち多くの方々は、現在、内閣府令で相談について専門的な知識及び経験を有する者として列挙された三つの資格のいずれかを保有していらっしゃいます。新しい制度の下でも、こうした方々に引き続き活躍していただくため、本法案の附則第三条において経過措置を規定しているところでございます。

具体的に申し上げますと、附則第三条第一項におきましては、内閣府令により消費生活相談等の実務の経験に関して基準を設けまして、その基準を満たす者については、相談の実務に従事する中で消費生活相談員として必要な知識やコミュニケーションスキル等の技術が養われているというふうに考えられますので、新たにつくります消費生活相談員資格試験合格者とみなすというふうにしております。

また、第2項では、こうした実務経験に乏しい方々でございますが、こうした方々につきましても、内閣総理大臣が指定する者が実施する講習会を修了した場合には、施行後5年に限り、同試験合格者とみなすという規定を置いているところでございます。

先生御指摘のその他の配慮についても、関係者の御意見を伺いながら検討してまい

りたいと思っております。  
以上でございます。

○太田房江君 どうもありがとうございました。  
以上で私の質問は終わります。